

同一人が複数の有資格業者の代表者等となっている業者の同時入札参加制限

1 趣旨

公正な入札を実施するため、同一人が複数の有資格業者の代表者（受任者を含む。）となっている業者が、同じ入札に同時に参加することを制限します。

2 参加制限例

例1 A社(代表者X) B社(代表者X) ⇒ 同時参加不可

例2 A社(代表者X) C社(代表者Y、受任者X) ⇒ 同時参加不可

例3 A社(代表者X) D社(代表者X、受任者Z) ⇒ 同時参加不可

例4 D社(代表者X、受任者Z) E社(代表者Y、受任者Z) ⇒ 同時参加不可

※受任者・・・契約締結権限を委任された方

3 方法

(1) 該当する場合は、事前に、「人的関係又は資本関係の届出書」(様式集に掲載)を提出してください。

※ 届出書の未提出の場合、内容を変更した場合、内容に間違いがあった場合は、直ちに届出書を提出してください。

※ 既に、届出書を提出済の場合は、再度提出する必要はありません。

(2) 入札公告に、同時入札参加制限の旨を記載します。

(3) 開札前に、重複業者をいずれも無効とします。

(4) 事前に届出をせずに、入札に参加し、落札した場合は、当該業者等は指名停止となる場合があります。

※適用日 平成22年4月1日以降の入札公告又は指名通知の案件から適用